

和光市被保護者家計改善支援事業公募プロポーザル実施要領

1 趣旨

和光市は、生活保護の被保護者の家計改善プラン作成及び家計改善相談等を外部の事業者へ委託する被保護者家計改善支援事業を実施する。

委託にあたっては、本事業の業務が各種給付制度や債務整理等に関する高度な知識と被保護者に係る事業の実績を有した人材の確保を必要とする特殊な内容であることから、企画提案による公募を実施するものである。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 業務名

被保護者家計改善支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「被保護者家計改善支援事業業務委託仕様書」による。

(3) 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託料上限額

825,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本業務の委託契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で予算見積書が提出された場合に選定委員会への参加及び契約が可能。

見積額が上限額を超えた場合は、審査自体を行わない。

3 応募資格に関する事項

本プロポーザルに応募することができる者は、応募する日現在で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 和光市の契約に関する入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者

ウ 優先交渉権者決定の日6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく
裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者

(3) 法人税及び法人地方税の滞納がないこと。

(4) 事業所の所在地が埼玉県内であること。

4 手続等に関する事項

(1) 質問書の受付

ア 提出期限 令和5年2月13日（月）正午まで

イ 提出方法 質問書（様式任意）を添付した電子メールを、4の(3)のアドレスに送
信する。また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年2月17日（金）正午までに、質問書
を提出した者に電子メールで回答する。また、市ホームページにも質問
及び回答内容を掲載する。

(2) 企画提案書等の受付

ア 提出期限 令和5年2月24日（金）正午まで

イ 提出場所 4の(3)のとおり

ウ 提出書類 ・企画提案書（様式任意）
・事業の実績（様式任意）
・予算見積書（様式任意）

※予算見積書の見積額には、消費税及び地方消費税の額を明示するこ
と。

エ 提出部数 5部（正本1部、副本4部。副本には事業者名を記入しないこと。）

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内に必着のこと。）

(3) 担当（問い合わせ先・提出場所）

和光市 保健福祉部 社会援護課 保護担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話 048-424-9122

FAX 048-466-1473

電子メール d0100@city.wako.lg.jp

5 選定及び契約に関する事項

(1) 審査（書面審査）

提出された企画提案書、事業の実績及び予算見積書（以下「企画提案書等」という。）

) をもとに和光市被保護者家計改善支援事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、審査を行う。

選定委員会は、企画提案書等の内容を総合的に判断し、最も優れていると認める者を優先交渉権者の候補者として選定する。

企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）が1者の場合は、当該提案者が本業務を受託するものとして適当であるか判断し、適当と認めるときは優先交渉権者の候補者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年3月15日（水）までに電子メール及び郵送で通知する。

(3) 契約手続

和光市長は、優先交渉権者と本業務の委託契約の手続を行う。優先交渉権者との契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に委託契約の交渉を行う。

(4) 委託内容

和光市被保護者家計改善支援事業業務委託仕様書を基本とし、本プロポーザルにおける企画提案書の内容を反映したものとする。

6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルの参加資格を失うことがある。

- (1) 3の応募資格に関する事項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

7 その他

- (1) 提案者は、本要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに応募する者を広く募るため、和光市ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (4) 企画提案書等及び提出された質問書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (5) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類等は、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）に基づく公文書として取り扱う。
- (7) 提案者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で和光市保健福祉部社会援護課長に届け出なければならない。
- (8) 本プロポーザルの審査経過及び結果に対する異議申立て等には一切応じない。

(9) 令和5年度埼玉県和光市一般会計予算が成立しなかった場合に発生する損害について、市は保証しない。